

やまと得々ニ情報

第 102 号 2005 年 1 月 1 日

大和木材株式会社

〒891-1104 鹿児島市油須木町 1299-1 番地

Tel 099-245-7048 Fax 099-245-7058

URL ; <http://www.synapse.ne.jp/~yamato-kk/>

Eメール ; yamato-kk@po.synapse.ne.jp

明けましておめでとうございます！ 飛翔！

皆様 お揃いで健やかな新年をお迎えの事とお慶び申しあげます。旧年中は大変お世話になり有難うございました。

今年は乙酉歳となるそうです。乙（きのと）とは、草木の芽がまさに種子の殻を破り地上に出ようとしている状態を示しているそうです。また酉（とり）は、果実が熟した時期にあたるそうです。今まで努力していた事が実を結び大きく飛躍するとともに、油断すると大きな落とし穴に落ちる危険性もあるそうです。今年も皆様のご要望に少しでも応えることができるよう精一杯努力していきます。本年も宜しくお願い申しあげます。

年末から年初にかけて、火災でなくなる事故が多発しました。こういう事故を無くする為に、昨年 6 月に消防法が改正され、今年から平成 18 年 6 月までの間に住宅用火災警報器等の防災機器の設置が、新築、既存を問わず義務付けられました。東京都ではすでに昨年の 10 月から施行されましたが、今年は全国的にスタートするものと思われます。基本的には「住宅火災による死者数の低減を最も負担の少ない形で義務化する」事となっており、「就眠に使う居室への設置は必須」と考えられます。今回の法律は新しく家を造る人だけではなく既存の住宅までカバーしている事、個々の建物に適した方法を認めていることなど、先のシックハウス対策法のように、全国一律、何が何でも換気扇設置というのとは違い、公平性があり、柔軟性もある法律のようです。また、東京都では、便乗商法に対しても配慮しており、東京消防庁による確認済みのマーク添付や、日本消防検定協会の鑑定試験に合格したもの、米国の UL217 規格の認証を取得したもの以外の機器の設置は認めないとして公表しております。本県での適用がどうなるのか情報が入り次第お知らせしていきます。

【情 報】

火気認定除外・営業セミナーが開催されます

先月 101 号で、ご紹介しました。鹿児島県でも IH を使った場合、台所の防火制限が緩和されるようになった事の説明です。

日時 平成 17 年 1 月 25 日(火) PM1:00~PM4:00

場所 ベイサイドガーデン

主催 九州電力鹿児島支店 (電話 099-285-5264)

「火気認定除外」で何が変わり、営業をどう進めるか

講師 沖田 清氏 (ADL 地域建築デザイン研究所長)

「オール電化からリフォーム営業へ」

講師 小野 裕美氏 (日本増改築産業協会九州事務局長)

(川内、大口、指宿、加世田、出水地区でも開催されます)

【定休日】 1 月は 1, 2, 3, 4, 9, 15, 16, 23, 30 日となります

2 月は 6, 11, 13, 19, 20, 26, 27 日となります

ご協力をお願いします。

(お問い合わせは、お客様サービス係の東野まで)

